



# 更生保護制度について



新茶の香りに心なごむ平成28年5月19日(木)に第215回障害者地域生活支援研究会が開催されました。本日のテーマは「更生保護制度について」です。

本日の発言者は、法務省 福岡保護観察所北九州支部 支部長 松尾 昭彦さんです。「更生保護\*1の歴史」「刑罰・処遇のながれ」「更生保護の実施態勢」「医療観察制度の概要」について様々な事例を通して、わかりやすくお話して頂きました。保護観察所を一言でいうと「**犯罪や非行した人の立ち直りを支援して再犯防止するところ**」とのことですが、あまり話題にあがらない分野であるので、出前講座等を行い広報活動を行っているとのことでした。



保護観察所は実務的に何をしているのか成人の事例を主にお話して頂きました。

まず、本人が実刑を受けている間に、釈放後の生活環境の調整として、“住居の確保”“仕事の確保”“引受人の確保”等をするとのことですが、「専門的な支援が必要な場合は調整が難しく、更生保護の最初のハードルになる」とのことです。

そして釈放後、保護司\*2と共に保護観察が開始、特性に応じた特別遵守事項や生活行動指針の設定等が行われ、定期的な面接や処遇プログラムの実施等、バランスよく指導するようにしているとのことです。

保護観察官と保護司は官民協働で役割分担されており、日常的な接触は保護司の方がされていますが、なり手が少ないことが課題の一つであるため広報活動を行ったり、なるべく保護司の方に負担がかからないように、サポートセンター等の支援体制を整えているとのことでした。

また対象者が少年の場合は“助けたい”気持ちがある先にあるので、単に罰を与えるのではなく助ける手段として「自分たちの持っている権限で保護することが保護観察所の役割であろう」とのことでした。

**\*1 更生保護とは**  
罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。  
(厚生保護ネットワークHPより)

**\*2 保護司とは**  
保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間のボランティア)です。  
(法務省HPより)

医療観察制度の概要に関しては、更生保護の観点だけではなく、精神医療や精神保健福祉との連携が不可欠であるとのこと、会場の福祉関係者の方からも、「それぞれの立場でしっかり関わっていききたい」とのご意見がありました。

現行の懲役制度では、“刑期全部の実刑”又は“刑期全部の執行猶予”の選択肢のみですが、平成28年6月1日から、“刑の一部の執行猶予制度\*3”が創設されます。3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、「判決でその一部の執行を1~5年間猶予でき、保護観察を適用、又は適用することもできる」とあり、対象者は初入所者や薬物使用等の罪を犯した者とのことです。

*3 刑の一部執行猶予の例	
懲役2年、うち懲役6か月につき 2年間保護観察執行猶予の判決が言い渡された場合	
刑務所	社会復帰
実刑部分の刑 (1年6か月)	猶予部分の刑 (6か月)
↓ 保護観察付きの執行猶予期間(2年)	

保護観察は期間が決まっているので、期間終了後はその人たちが地域で住み続けるため、医療・福祉・地域等の関係者が協力しながら、「実刑の執行後、執行猶予期間中に社会内でも罪を犯すことなく生活するよう促すことや、薬物依存からの回復というものをどうやっていくのか」が一番の課題とのことでした。

**\*4 地域生活定着支援センターとは**  
高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとしています。  
(厚生労働省HPより)

平成27年版“犯罪白書”では、刑法犯の認知件数・検挙数は平成14年を戦後最高に減少しているが、初犯率が減った一方で再犯率が上昇しており、「再犯を防止するにはどうしたらいいか手を尽くしている」とのこと。再犯を防ぐ環境づくりとしては、“生活の糧としての仕事があるか”“仕事を通じて社会と通じているか”“孤立していないか”があるが、刑務所での検査で障害が初めてわかり、障害があるがゆえの生きづらさによって日常生活や仕事に支障があり、家族とコミュニケーションできなかったことが犯罪に手を染めるきっかけになった場合もあるとのことでした。



罪を犯さないように、再犯させないように、環境をどう整えていくか。高齢又は障害により自立が困難な場合は、各都道府県に整備されている地域生活定着支援センター\*4等の社会資源をうまく活用し、関係機関等のネットワークを築くには“どこが核になるか”が重要なキーワードになるとのことでした。

更生保護と聞くと司法の分野の話で、福祉とは接点が少ないと思われるかもしれませんが、実際の現場では少しずつ連携が取られているようです。今後も司法と福祉が地域の同じチームの一員として、更生保護に携わっていただければいいと思いました。本日の参加者は29名。新規の方は6名でした。ありがとうございました。



※こちらの議事録は  
北九州市障害者自立支援協議会の  
ホームページでもご覧いただけます。  
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

**更生ペンギンの「ホゴちゃん」**  
昔は非行ペンギンだったけど、保護司さんと雇用主さん達のおかげで更生ペンギンになりました！  
チャームポイントは胸の「生きるマーク」♪

